

令和 6 年度における情報公開・個人情報保護制度の状況について

1 情報公開制度の実施状況

指宿広域市町村圏組合情報公開条例（平成 28 年指宿広域市町村圏組合条例第 2 号）第 31 条の規定により，令和 6 年度における各実施機関の情報公開の開示について実施状況を次のとおり公表します。

実施機関ごとの開示等処理件数

区分	開示	一部開示	不開示	その他	合計
管理者	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

2 個人情報保護制度の運用状況

令和 6 年度における各実施機関の個人情報の開示について運用状況を次のとおり公表します。

実施機関ごとの開示等処理件数

区分	開示	一部開示	不開示	その他	合計
管理者	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0